

指導者制度の規程制定

昭和43年度から実施

全国各都道府県に地方協会が完備した現段階において JCA の指導者制度を確立するため、昨年来委員会を設けて検討し、評議員会ならびに理事会で審議された結果、別項「サイクリング指導者に関する規程」および「資格検定等に関する細則」が正式決定をみたので、早速43年度から実施することになった。

昭和39年 JCA が財団法人となって以来、毎年指導者講習会や講師研修会を開いて多くの指導者を養成して来たが、43年度からはこの規程により、指導者の区別、任務、資格等を明確にし、指導者の育成強化と質的向上をはかろうとするものである。

その内容は別項「サイクリング指導者に関する規程」の通りであるが、ご参考までにその趣旨ならびに関連事項について説明すると

1. 本制度のねらい

指導者制度の基本はJCAの目的である「正しいサイクリング」の普及、指導のために実際に活動できる指導者を養成し、整備することであって、個人の技能章や功労章的資格付与を目的とするものではない。従って如何に経験や知識の豊富なベテランであっても実際に指導普及活動のできない(熱意、時間的、経済的余裕のない)人は JCA の指導者としては認められない。

2. 指導者の種類と内容

指導者は講師、普及指導者、リーダーの3種類とする。

(1) 講師は講義を担当するもので JCA 主催

の講師研修会修了者を地方協会講師として登録し、35才以上のものは指導実績をみて JCA 講師とする。それに伴い従来 JCA 公認講師(中央講師、地方講師)と仮称してきた名称は廃止し JCA 講師とする。

(2) 普及指導者は地方協会の育成、サイクリング諸行事の計画、運営、渉外等に当るので、JCA 主催の中央指導者講習会の修了者とする。この講習会は地方協会のプロモーター(幹部をふくむ)および将来講師や JCA リーダーの候補者になる人を対象として、サイクリング全般の基礎知識を講習し、指導、普及上の視野を広げ、思想統一をはかる場とする。

(3) リーダーは主として実践活動に当るもので、地方協会の1級、2級リーダーの標準を定め、リーダーとして必要な最底線の検定試験を行なって全国的にレベルの均等化をはかるとともに1級リーダーは中央指導者講習会で全般的知識を修得した上で JCA リーダーの講習検定が受けられることとする。

3. 関連事項

本規程は JCA 主催または地方協会に補助して実施する協会内部の指導者に関する規程であって、他団体や外部組織の指導者講習、(例えばスポーツ少年団等のリーダー講習、野外活動指導者講習)等には適用されない。(これらの実施方法は従来通り)

サイクリング指導者 に関する規程

第1条 この規程は（財）日本サイクリング協会（以下 JCA という）が寄付行為第5条にもとずいて養成する指導者について規定する。

（指導者の種類および任務）

第2条 指導者は普及指導者、リーダーおよび講師の3種類とし、その任務は概ね次のとおりとする。

ただし1人で2種類以上の指導者を兼ねることができる。

1. 普及指導者

各都道府県のサイクリング協会（以下地方協会という）の事業（企画、運営、渉外等）を担当または支援してサイクリングの普及推進に当る。

2. リーダー

主としてサイクリングの実走指導を担当し新人の育成に当る。
これを次の2種とする。

(1) 地方協会リーダー

地方協会が主催または参加するラリー等において、中グループの指導を担当するものを1級リーダーとし、小グループの指導を担当するものを2級リーダーとする

(2) JCA リーダー

JCA または地方協会の主催または参加するラリー等の大集団のサイクリング指導に当る。

3. 講師

サイクリングの指導、普及のための講習会等において講義を担当する。

これを次の2種とする。

(1) 地方協会講師

所属地方協会が主催または参加する

講習会等において講義を担当する。

(2) JCA 講師

所属地方協会ばかりでなく、他の地方協会または JCA の依頼に応じて講義を担当する。

（指導者の養成）

第3条 前条の指導者を養成するため次の講習会または研修会を開催する。

1. 普及指導者の養成

毎年1回中央指導者講習会を開催し、サイクリングの普及に強い関心を持ち地方協会の活動に協力できる人で、地方協会から推せんされた20才以上の者を対象として、サイクリングの社会的意義その他普及、指導上必要な全般的知識を講習する。

2. リーダーの養成

(1) 地方協会リーダー講習会

① 2級リーダー講習会

地方協会において15才以上のリーダー候補者を対象として、JCA 所定のテキストにもとずき講習および検定試験を行なう。

② 1級リーダー講習会

地方協会において2級リーダーの資格を有する18才以上の者を対象として、JCA 所定のテキストにもとずき講習および検定試験を行なう。

(2) JCA リーダー講習会

地方協会から推せんされた1級リーダーで中央指導者講習会を修了した者および JCA から特に同等以上の知識技能を有するものとして推せんされたものを対象として指導理論および実技について高度の研修および検定試験を行なう。

3. 講師の養成

毎年1回講師研修会を開催し、地方協会から推せんされた30才以上の講師候補

者（中央指導者講習会修了または同等以上と認められる講師活動適任者）を対象として、講師として必要な理論ならびに実技について研修を行なう。

（指導者の資格検定）

第4条 前条により養成した指導者の資格検定は、地方協会リーダーを除き、JCA 指導者検定委員会においてこれを行なう。地方協会リーダーの資格検定は、各地方協会のリーダー検定委員会においてこれを行なう。

（検定委員会）

第5条 検定委員会の委員は JCA、地方協会とも5名とし、夫々の理事会の推せんにより夫々の会長が依嘱する。

第6条 委員の任期は2年とする。ただし重任を妨げない。

第7条 委員会の運営等については別に定める。

（登録および更新）

第8条 検定委員会の審査に合格したものは、指導者登録原簿（地方協会リーダーはその協会の級別リーダー登録原簿）に登録する。

登録された指導者は JCA の機関誌に発表するとともに夫々の資格証と指導者章を交付する。

第9条 登録された指導者は登録後1年毎に指導実績報告を JCA（地方協会リーダーは所属協会）に提出し、検定委員会の審査をうけて登録を更新しなければならない。ただし、JCA 講師の登録更新は2年毎とする。

第10条 講師研修会を修了し検定に合格した者は地方協会講師として登録し35才に達した場合は検定委員会上記指導実績報告を審査した上、JCA 講師として登録する。

ただし35才以上者が地方協会講師の資格を取得した場合は、その後1ヶ年間の指導実績を審査の上 JCA 講師とし登録することができる。

（雑 則）

第11条 本規程による指導者に対してはJCA が刊行する機関誌その他必要と認める指導用資料を無料で配布する。

第12条 JCA の依頼によりラリー、講習会等の行事の指導に従事した場合には、所定の旅費および謝金を支給する。

第13条 サイクリング指導者としてふさわしくない行為があった場合には、検定委員会で指導者の資格を取消することができる。

第14条 この規程は昭和43年4月1日から施行する。ただし JCA リーダーについては昭和44年度から施行する。

（付 則）

第15条 本規程施行以前の指導者の資格については次の取扱方法による。

(1) JCA 公認講師（中央、地方とも）

さかのぼって本規程による JCA 講師の資格を取得したものと見なし、資格取得のときから2年後に更新する。

(2) 42年度講師研修会修了者

同様に本規程による地方協会講師の資格を取得したものと見なし1年後に更新する。

ただし35才以上者については、過去の指導実績、所属協会の実情等を参酌して JCA 講師に認定することができる。

(3) 地方協会のリーダー

所属協会の検定委員会において、JCA 所定のテキストと本人の修了した講習、研修の程度とを比較審査の上、その儘（または一部補習のうえ）本規程による1級または2級リーダーに認定することができる。

サイクリング指導者の資格 検定等に関する細則

第1条 この細則は「サイクリング指導者に関する規程」（以下規程という）による指導者の資格検定の方法等について定める。

（検定委員会）

第2条 規程第5条の検定委員5名をもって委員会を構成し、委員長は委員の互選によって定める。

第3条 委員会は必要の都度委員長が招集する。

第4条 委員会の議決は委員の過半数の意見によって決し可否同数の場合は委員長の決するところによる。

第5条 委員長は委員会の決議事項を会長に報告しなければならない。

第6条 委員会は次の各項につき審議決定する。

- (1) 講師、普及指導者および JCA リーダーの資格の検定または認定、更新、資格の取消。
- (2) 上記指導者育成のための講習会、研修会等の講習課程、検定試験の内容および実施方法等に関する事項。
- (3) 地方協会において実施する1級、2級リーダーの講習会および検定試験のテキ

ストおよび実施要領に関する事項。

第7条 委員会は次の書類を整備保存しなければならない

- (1) 講師研修会、中央指導者講習会およびリーダー講習会の資料、その他指導者の資格検定に必要な資料。
- (2) 指導者の名簿および指導実績報告。
- (3) その他の関係書類。

（登録料）

第8条 指導者の資格を取得または更新したものは次の登録料を JCA に納付するものとする。

- (1) 講師、JCA リーダー、普及指導者の資格取得の場合 登録料各 500 円
なお、地方協会講師が JCA 講師になった場合も同額の登録料を納付するものとする。
- (2) 前項の指導者が資格を更新した場合 登録料各 500 円

（付 則）

本細則は昭和43年4月1日より施行する。

リーダーの検定内容について

各リーダーが修得すべき内容（検定内容）については下表のような案を骨子としてJCA検定委員会において審議の上テキスト、検定要領等を作成し、各協会に配布する。

級 別	学 科	指 導	実 技
2級リーダー (地方協会)	(1) サイクリングの常識 (2) サイクリング用自転車の常識	(1) 乗車姿勢 (2) 安全交通、マナー (3) 小グループ引率	(1) スタンダードライド (2) 安全交通、マナー (3) 車の整備、点検 (4) 乗車姿勢 (5) 地図読解力
1級リーダー (地方協会)	(3) 野外活動	(4) 中グループ引率 (5) 車の整備、点検 (6) 地図のよみ方 (7) 走行技術	(6) プランニング (7) 応急修理
JCAリーダー	(4) クラブ育成 (5) 少年団育成	(8) 集団サイクリング (9) キャンプ設営 (10) 応急修理	(8) 車の分解、組立 (9) キャンプ設営 (10) 救急処理
合 計	5 単 位	10 単 位	10 単 位